

独禁法と反トラスト法域外適用の限定基準：米国 モトローラ事件と日本のテレビ用ブラウン管事件

著者	滝川 敏明
雑誌名	国際商事法務 = Journal of the Japanese Institute of International Business Law
巻	43
号	4
ページ	477-482
発行年	2015-04-15
権利	国際商事法研究所より許諾を得て公開しています。
その他のタイトル	How to Set Limits on Extra-Territorial Application of Competition Laws in the Age of Global Supply Chains: the US Motorola Case and the Japanese Cathode Ray Tube Case
URL	http://hdl.handle.net/10112/11406

独禁法と反トラスト法域外適用の限定基準

～米国モトローラ事件と日本のテレビ用ブラウン管事件～

滝川 敏明*

はじめに

企業活動の国際化により日米EUの主要メーカーは多国籍企業となっている。本拠国（本社所在国）に加えて、多数の外国に現地法人を設立した企業が多国籍企業である¹。多国籍企業は、外国に設立した子会社だけでなく、外国企業に部品生産を委託し、多数の国から調達した部品を集約して、本拠国あるいは外国で製造し、世界各国に輸出している。これが「グローバルサプライチェーン（global supply chain）」であり、典型的にはアップルが、アイパッド部品を日本や韓国メーカーへの委託製造により調達し、各部品を中国（深圳）に集結して、台湾メーカー（ホンハイ）が組み立てて完成品にし、米国等の世界各国に輸出している。

世界の主要メーカーがグローバルサプライチェーンを採用していることに対応して、競争法（反トラスト法と独禁法を含む）の「域外適用」（国外の行為に対する法適用）を調整する必要が生じている。競争法の域外適用については米国・EU・日本のいずれも事実上「効果主義」を採用しているが、効果主義においては適用対象国が世界各国に容易に拡大するからである。

効果主義においては、外国に所在する企業の外国における行為であっても、競争制限による被害が自国消費者に生じる場合には、自国競争法を適用できる。グローバルサプライチェーンにおいて例えば、アップルの部品を韓国で製造するサムスンが韓国において価格カルテルに参加した場合、部品価格の上昇がアイパッドのコスト上昇をもたらすので、アメリカ司法省が韓国企業に対するカルテル摘発に乗り出せる。サ

プライチェーンがカバーする世界各国でのカルテル摘発に多国籍企業の本拠国（それが集中する米国・EU・日本）の競争当局が乗り出せるわけである。しかし世界の大多数の国は途上国を含め、既に競争法を整備しており、競争当局がカルテルを摘発してきている。競争法の域外適用において効果主義を単純に適用すれば、米国・EU・日本の競争当局による法適用が世界全体に拡大し、現地国の競争当局との重複適用、そして米国・EU・日本の重複適用が日常的に発生する。

競争法の国際的適用を調整する方策について競争法の国際的組織（中でも国際競争ネットワーク [ICN]）が作業を継続しているものの、道半ばの段階にある。国際的協定の成立を待たずに、各主要国が、効果主義による域外適用を限定することが、グローバルサプライチェーン時代において求められる。本稿は、競争法の域外適用における最近の米国と日本での代表的事件を素材として、競争法の域外適用を限定する基準を検討する。

I 米国モトローラ事件——FTAIAの「直接効果」要件による制約

米国反トラスト法の域外適用を限定する基準について判例が積み重ねられてきている。1982

—もくじ—

はじめに

I 米国モトローラ事件——FTAIAの「直接効果」要件による制約

II 日本のテレビ用ブラウン管事件——制約のない域外適用

むすび

*たきがわ としあき、関西大学法学部教授

年に「外国取引反トラスト改善法 (Foreign Trade Antitrust Improvements Act: FTAIA)」が制定された後には、同法の解釈を巡って判例が形成されてきている。

1 外国取引反トラスト改善法の「直接効果」要件

FTAIA を米国議会が立法したのは、反トラスト法の行き過ぎた域外適用が「他国の国家主権に不当に介入すること」を避ける²ためである。グローバルサプライチェーンの時代には、域外適用を限定することが求められるので、米国 FTAIA の運用経験について日本も米国から学ぶ必要がある。

FTAIA はその解釈が複雑なことで悪名が高い³。しかし本稿の目的からは、その核心となる趣旨に限定して検討することで足りる。要するに FTAIA は、反トラスト法の域外適用を次の2つの場合に限定することを規定している—(1)「輸入取引 (import commerce)」, (2)米国取引への「直接、実質的、かつ合理的程度に予見可能な効果」がある場合。反トラスト法の域外適用を限定する効果は、(2)の要件について生じる場合がほとんどである。

この要件に加えて、「訴訟を起こす権利が誰にあるのか」(米国法において「スタンディング standing」と呼ばれる)が問題になる。典型的には違法カルテルに対する損害賠償請求訴訟について、カルテルの直接被害者(第1次購入企業)に加えて第2次・第3次・最終購入者までのすべてに訴訟を起こすことを認めると、訴訟が際限なく拡大してしまう。このため、訴訟提起権を有するのは第1次購入者に限定される⁴。「スタンディング」は米国法の概念ではあるものの、グローバルサプライチェーン時代に対応して競争法の域外適用を限定するため、日本も参考にすべき概念である。

以下では「直接効果」要件(実質的効果と予見可能要件のほとんどは直接効果に吸収される)に加えて「スタンディング」の解釈について検討する。

2 「直接効果」要件の広義解釈——モトローラ事件の司法省見解

FTAIA の「直接効果」要件を広く認める見

解と狭く認める見解が並立している。反トラスト当局(司法省及び連邦取引委員会 [FTC])は広く認める見解を表明してきている。モトローラ事件について司法省及び FTC が提出した「裁判所の友」意見 (amicus brief) が代表である。本意見⁵は、「FTAIA 規定の『直接』とは、『合理的程度に接近した因果関係』を指すにすぎない。…因果の連鎖が複数段階にわたることだけでは効果が間接的あるいは隔たりすぎていることにはならない」とする見方から、「液晶ディスプレイのカルテルが米国における携帯電話取引に及ぼした影響は直接的である」とした⁶。

モトローラ事件より以前のポタッシュ(肥料に使用される天然塩)カルテル事件では判決が、「直接効果」を広く解する見方を表明した。外国のポタッシュ生産者が中国向けに実施した価格カルテルの米国への直接効果が争われた。判決は、中国顧客向けに実施された価格カルテルが「米国におけるその後の価格上昇の直接…原因」であるとして、直接効果を肯定した⁷。

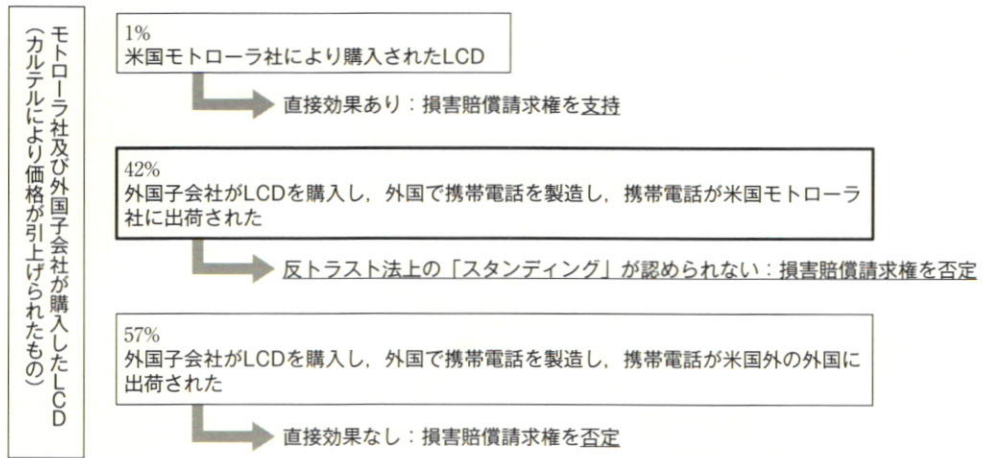
他方、モトローラ事件における液晶ディスプレイ生産国(日本・中国・韓国・台湾)の政府機関は「裁判所の友」意見を提出し、反トラスト法の行き過ぎた域外適用に反対する見解を表明した。

3 「直接効果」要件の狭義解釈——モトローラ事件判決

モトローラ事件は、米国モトローラ社そして外国所在の製造子会社が購入した液晶ディスプレイ (LCD) の価格が LCD メーカーのカルテルにより引き上げられたとして、反トラスト法違反に基づく損害賠償をモトローラ社が訴えた事件である。訴えられた LCD メーカーには日本のシャープ(及び韓国のサムスン)が含まれている。LCD メーカーがカルテルに従事したことは確定(司法省の刑事事件訴訟により)しており、争点ではない。争点は、米国外で実施された外国企業のカルテルに対する損害賠償請求が FTAIA に基づき認められるかについてである。

対象の LCD は3群に分類される(図1参照)。第1群(全体の1%)は、米国モトローラ社が直接に購入した LCD であり、効果の直接性が

図1 LCDカルテルに対するモトローラ社の損害賠償請求—ボズナー判決



（出所）筆者作成

明らかなので、損害賠償請求権が明らかに認められる。これに対し、最後の第3群（57%分）のLCDは、モトローラの外国子会社が購入し、携帯電話の製造に使用し、携帯電話は米国ではない外国に輸出された。これについては、米国に効果が及ばないので、損害賠償請求権が否定される。

争点は中間の第2群についてである。第2群（42%分）のLCDは、モトローラの外国子会社が購入し、携帯電話製造の部品として使用した。子会社が外国で製造した携帯電話は米国モトローラ社に出荷され、モトローラ社が米国内で販売した。モトローラ社はこの携帯電話について「製造にも組み立てにも従事しなかった」⁸。

この「42%分」についてボズナー判事（及び同僚の2判事）は、最初の判決（第2次判決については後述）では「直接効果」を否定した。その理由は、価格カルテル対象のLCDをLCDメーカーは外国の会社（モトローラ子会社）に販売したのであり、その外国会社がLCDを部品として最終製品（携帯電話）を外国で製造した。したがって「部品についての価格カルテルの〔米国での〕最終製品価格への影響は間接的である」⁹。この論理は簡明であり、外国子会社が外国で購入した部品（それを組み込んで、外国で最終製品を製造）についてのカルテルに対する米国本社への損害賠償請求はすべてしりぞけられる。

しかしこの訴訟はこれでは終わらなかった。モトローラからの再審要請（及び司法省とFTCからの裁判所の友意見）に応じて、同じ控訴裁判所が、最初の判決を取り消し、新しい判決を下したのである。この新判決においてボズナー判事（及び同僚の2判事）は、モトローラの損害賠償請求権をやはり否定したが、その理由として上記の「スタンディング」が否定されることを挙げた。「直接効果」については、上記ポタッシュ判決（モトローラ事件と同じ第七控訴裁）との整合性を意識した見方を示し、最初の判決での見方を変更した。つまり、LCDメーカーカルテルの米国への影響は、ポタッシュ事件の場合よりは直接性が薄い。ポタッシュ事件の場合には「外国の販売者が米国外においてカルテルを実施し、米国において需要される産物の価格を引き上げ、次いでその産物を米国内顧客に販売した」からである。そうであっても、モトローラ事件は直接効果が否定される典型的パターンには該当しない。典型的パターンは「外国での行為が多数の階層を通過して、米国内には少しだけの波紋を投げかける」パターンである¹⁰。

このため新判決でボズナー判事は、直接効果要件が満たされたとして「仮定」した上で、しかしモトローラは損害賠償請求の「スタンディング」を有しないと結論した。その理由は、カルテルによる被害をこうむったのは外国子会社であり、

像ディスプレイ子会社など)に課徴金納付命令を行った¹⁷。

2 日本の消費者への影響——直接効果は認定できるか

本事件では、ブラウン管だけでなくテレビ(ブラウン管を組み込んだもの)も日本国外(東南アジア諸国)において製造が行われた。したがって、日本の消費者への影響が認定できなければ、独禁法適用は行えない。この影響は、日本に輸出されたテレビ(ブラウン管を組み込んだもの)について確かに認定できる(日本以外のアジア諸国に輸出されたテレビについては認定できない)。ただしその影響は、日本への輸出が少量なので、わずかである(図2を参照)。

その少量の日本への輸出分について、日本の消費者への影響が直接的であるかについて検討する。直接効果の認定において、日本に輸出されたテレビ(ブラウン管を組み込んだもの)の位置は、米国モトローラ事件における「49%分」(米国外で子会社がLCDを購入して携帯電話を製造し、その携帯電話を米国のモトローラ向けに出荷した)と同じである。つまり、カルテルにより価格を引き上げられたブラウン管は、東南アジア所在の子会社が購入して、東南アジアでテレビに組み込み、そのテレビを日本に出荷した。したがってポズナー判事の見解を採用すれば直接性は否定される(司法省意見を採用すれば直接性が肯定される)。

日本の消費者への影響が間接的であり、しかも影響の質量がわずかなので、本件について公取委は域外適用を控えるべきであったと考えられる。ブラウン管カルテルが実施された(そしてブラウン管を組み込んだテレビが販売された)東南アジア諸国が競争当局を設立し、カルテル規制を実施していることも、公取委による域外適用を否定する方向に働く。

3 国外の会社に課された課徴金額は妥当か

日本に輸出されたテレビ(ブラウン管を組み込んだもの)については、効果の直接性認定を公取委に義務付ける法律が日本に存在しないので、域外適用が法的には否定できない。しかし、本事件についての公取委の課徴金納付命令(及び排除措置命令)は、日本に輸出されたテ

レビに限定せず、東南アジア所在(そして現地法人設立)のテレビ製造子会社(日本企業の子会社)が購入したブラウン管すべてを対象として課され(そして金額が算定され)た(図2参照)。

日本以外のアジア諸国に輸出されたテレビ(ブラウン管を組み込んだもの)については、日本の消費者への影響は間接的にも存在しない。このため、日本以外のアジア諸国に輸出されたテレビの売上額に基いて算定された分を含めて課徴金額を算出したことは誤りと考えられる。

4 日本の多国籍企業の外国子会社を保護するための域外適用は妥当か

本事件で公取委は、東南アジア諸国で営業するテレビ製造子会社に販売されたブラウン管を対象として排除措置命令及び課徴金納付命令を出した。したがって公取委は、日本の消費者(テレビ顧客)ではなく、日本企業の子会社(テレビ製造会社)を独禁法適用における保護対象としている。しかし子会社は、東南アジアで法人設立されている外国会社である。そうであっても、子会社が被った損害は日本の親会社に及ぶので、独禁法を適用する必要があると公取委は考えたのであろう¹⁸。

しかし、多国籍企業(本件では日本の家電企業)が世界に展開する子会社の利益を保護することを目的として、多国籍企業本拠国の競争当局(本件では公取委)が法適用することには2つの問題がある。第一に、子会社(外国で法人設立されたもの)の利益は親会社本拠国の国民利益とは一致しないので、日本を本拠とする多国籍企業の子会社の利益を守ることを独禁法適用目的とすることは妥当ではない。子会社は外国で設立された別会社なので、その利益は第一に、雇用・税収などにより、その設立国にもたらされる。

第二に、日本の親会社の利益を保護するために独禁法適用の保護対象を外国子会社に拡大すれば、独禁法域外適用が容易に世界全体に拡大する。日本の主要メーカーは多国籍企業としてグローバルサプライチェーンを構築し、世界中に子会社を有している。独禁法域外適用が容易に拡大することを避けるため、外国で設立された子会社の損害を保護対象として日本の独禁法

を適用することは避けるべきである。子会社は外国法人なので、その外国で子会社自身がその外国の競争当局にカルテル摘発を請求（あるいは損害賠償請求訴訟を裁判所に提起）できる。米国法の「スタンディング」の見方に習って、公取委は、独禁法による保護を外国子会社に及ぼすことは政策判断として避けるべきである。

これについては、「親子会社一体論」の見方から、域外適用を支持する見方が提起されるかも知れない。しかし親会社は、外国での製造部門を自社組織内の1部門とすることもできる。そうせずに別会社として外国で法人設立するのは、税金などの面における利益を得るためである。多国籍企業が、外国での製造部門を別会社とすることによる利益を得る一方で、不利になる場合には親子一体として扱われるのは妥当ではない¹⁹。

むすび

サプライチェーンのために多国籍企業が世界の隅々にまで製造子会社を設立している。この状況に対応して競争法（独禁法）の域外適用基準を調整することが求められる。効果主義による域外適用に制約を設けることが求められるわけであり、各国の競争当局は、米国FTAIAに習って、本国消費者に「直接的（及び実質的程度の）効果」が及ぶ国外行為に域外適用対象を限定する必要がある。

外国で実施されたカルテル対象の部品を多国籍企業の子会社（外国で法人設立）が購入して現地で製造し、本国の親会社に輸出する場合には、本国の競争当局は競争法適用を控えることが妥当と考えられる。途上国を含めて世界の大半の国は競争当局を設立し、カルテルを規制している。子会社は設立地である外国において競争法適用（及び損害賠償）を請求できる。

〔注〕

- 1 ゼネラルモーターズが有する外国子会社数は26、ウォルマートは27、エクソンは122である——*Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, No. 14-8003 (7th Cir. November 26, 2014).
- 2 *F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A.*, 542 U.S. 155, 164 (2004).
- 3 邦語文献として、松下満雄・渡邊泰秀（編）『アメリカ独占禁止法』（第2版、2012年、東京大学出版会）314-27頁。

- 4 *Illinois Brick Co. v. Illinois*, 431 U.S. 720 (1977).
- 5 Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Panel Rehearing or Rehearing En Banc (April 24, 2014).
- 6 Id. at 18 (9) -19 (10).
- 7 *Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc.*, 683 F.3d 845, 858-59 (7th Cir. 2012).
- 8 *Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, No. 14-8003 (7th Cir. November 26, 2014).
- 9 *Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, 746 F.3d 842 (7th Cir. 2014) (March 27, 2014).
- 10 Citing *Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc.*, 683 F.3d at 860.
- 11 *Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, No. 14-8003 (7th Cir. November 26, 2014).
- 12 公取委新聞発表（平成22年10月8日）「ピーエイチピー・ピリトン・ピーエルシー及びピーエイチピー・ピリトン・リミテッド並びにリオ・ティント・ピーエルシー及びリオ・ティント・リミテッドによる鉄鉱石の生産ジョイントベンチャーの設立に関する事前相談の審査の中止について」。
- 13 排除措置命令（平成20年2月20日）、審決集54巻512頁。
- 14 排除措置命令（平成21年10月9日）、審決集56(2)巻71頁。サムスンSDI及びMT映像ディスプレイ社が排除措置命令及び課徴金納付命令について審判を請求し、審判が継続中である（2015年2月現在）。
- 15 審決集56(2)巻74頁。
- 16 審決集56(2)巻73頁。
- 17 課徴金納付命令、審決集56(2)巻175頁。
- 18 この旨の指摘として、越知保見「域外適用から国際的執行へ」土田和博・岡田外司博（編）『独占禁止法の国際的執行：グローバル時代の域外適用のあり方』（2012年、日本評論社）第2章53頁（「子会社が需要者の場合、高いコストを払わされれば、その利益が減少し親会社への配当の減少を招くので、親会社の損害が生じると考えることができる。このような事例でグループ企業ベースで考えて自国の購入者として或いは管轄権が存在することは適切な判断であるといえよう。」）
- 19 ポズナー判事の説明を参照——*Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, No. 14-8003 (7th Cir. November 26, 2014)（会社は、関連組織を独立法人とすることによる利益を得る一方で、不利になる場合には一体化を主張することは許されない——97 F.3d 377, 380 (9th Cir. 1996)の引用）。

独禁法と反トラスト法域外適用の限定基準

滝川敏明…477

ベトナムにおける国際商事仲裁

川島裕理…483

シンガポールの改正会社法

水田進…493

改正オランダ会社法の「3本の矢」

田邊真敏…499

中国民事訴訟法《条文・日中比較・要点解説》〔1〕

北浜法律事務所・外国法共同事業中国プロジェクト・チーム…504

グローバル企業買収における Post-acquisition Integration (PAI) の意義 平野温郎…511

〈新版〉英法系諸国の会社法〔11〕 イギリス会社法研究会／川島いづみ…525

新・新興国のM&A法制②ブラジル連邦共和国におけるM&A法制 梅津英明, 他…533

海外の個人情報・プライバシー保護に関する法制度〔6〕 石井夏生利, 他…539

●米国法曹協会のサンプル契約(株式購入モデル契約2010年第2改訂)の
解説を始めるに際して M&A 契約研究会代表幹事／花水征一…544

国際コンプライアンスの研究(第二部)〔15〕 FATF 声明(2014年6月)に対する
日本の対応と今後の課題 久保田隆…548

国際取引法研究の最前線③② 国際契約中の仲裁条項と適用法規 高杉直…552

モンゴル法～企業進出における論点と解説(第6回(上)) 編集代表／徳本穰, 他…557

世界の法制度〔欧州編〕③① クロアチア 遠藤誠…562

ビジネス判例紹介② 國生一彦…570

中国最新法律事情〔206〕 中国の民事訴訟法司法解釈の改正 ●金日華…573

中国事例百選〔218〕 最高人民法院「第7期指導性案例の発布に関する通知」について ●茂野祥子…577

中国ビジネス法務Q&A〔119〕 中国における不動産の売買と登記 ●叢巖…582

上海ウオッチ〔45〕 中国における虚偽広告に関する法規制 ●高革慧…584

中国法令速報〔210〕 森川伸吾…586

EC企業法判例研究〔193〕 インターネット上の検索キーワード連動型広告と商標権の侵害 今野裕之…588

米国知財重要判例紹介〔97〕 ユアサハラ法律特許事務所国際知財判例研究会…594

ザ・欧米法務の最前線〔14〕 腐敗行為防止コンプライアンス・プログラムの設定に関する基本ガイド(上)
ポール・フォン・ヒーン, 他…598

インフラ・プロジェクト契約の論点④ 契約期間の変更はどのような場合に可能なのか 三浦哲男…602

国際契約法研修基礎講座⑩ 国際売買契約〔4〕 河村寛治…606

英文契約500のQ&A〔229〕 ●長谷川俊明…612

(新連載) アメリカ・ビジネス判例の読み方 ●平野晋…614

韓国法事情〔174〕 違憲とされた姦通罪 ●金祥洙…616

ブラッセル・ウオッチ〔235〕 ●J-F ベリス…619

IBL情報 米司法省, 自動車及びトラックの国際海上運送に係る価格カルテルに関して,
日本郵船が関与を認め, 有罪答弁に合意した旨公表, 他…626

●海外見聞記〔128〕 中国(北京・桂林・南京・無錫・上海)への旅⑥ ●鹿住一夫…622

涉外判例教室…510
クリッピング…625

最新文献情報…593
一口メモリー…543

オー! ミステイク…601
事務局だより…632

〔役員〕

理事長 松下 満雄
 理事 落合 誠一
 理事 道垣内正人
 理事 杉浦 保友
 常務理事 姫野 春一
 事務局 局長
 監事 野木村忠邦

〔研究委員〕

松下 満雄 研究委員長 東京大学名誉教授
 落合 誠一 東京大学名誉教授
 柏木 昇 東京大学名誉教授
 小塚 莊一郎 学習院大学教授
 穴戸 善一 一橋大学教授
 須網 隆夫 早稲田大学教授
 杉浦 保友 日本大学教授
 曾野 裕夫 北海道大学教授
 道垣内正人 早稲田大学教授
 野木村忠邦 日本大学教授
 野村 美明 大阪大学教授
 藤田 友敬 東京大学教授
 三木 浩一 慶応義塾大学教授
 山下 友信 東京大学教授

JOURNAL OF THE JAPANESE INSTITUTE
 OF INTERNATIONAL BUSINESS LAW

Vol.43

No.4

April 2015

(KOKUSAI SHŌJI HŌMU)

Contents

Copyright 2015 by The Japanese Institute of International
 Business Law, Inc.

How to Set Limits on Extra-Territorial Application of Competition Laws in the Age of Global Supply Chains: the US Motorola Case and the Japanese Cathode Ray Tube Case	<i>Toshiaki Takigawa</i>	477
International Commercial Arbitration in Vietnam	<i>Yuri Kawashima</i>	483
Amendments to the Singapore Companies Act	<i>Susumu Mizuta</i>	493
“Three Arrows” in the Revised Company Law of the Netherlands: Exclusion of Directors from the Employment Protection, Cumulative Directorship Regulation, and Gender Quota for Board Seats	<i>Masatoshi Tanabe</i>	499
The Civil Procedure Law of the People’s Republic of China: Statutory Provisions, Comparison between Japanese and Chinese Statutes, and Summary of Main Statutory Provisions	<i>China PT of Kitahama / Gaikokuho Kyodo Jigyo</i>	504
Effective Post-acquisition Integration (“PAI”) in Global M&A	<i>Haruo Hirano</i>	511
M&A Rules in New Emerging Countries (2)	<i>Umetsu Hideaki, others</i>	533
Laws on the Protection of Privacy and Personal Data in Overseas: Current International Development	<i>Kaori Ishii, Yoshimichi Makiyama</i>	539
Introduction Notice at the Commencement of the Commentary on the ABA (American Bar Association) Sample Stock Purchase Agreement (2010 second amendment version)	<i>Yukukazu Hanamizu</i>	544
Law in Mongolia: The Issues and Comments on Business Expansion	<i>Minoru Tokumoto, B. Amarsanaa, Motohiro Kurosawa, Kentaro Izaki, B. Undrakh, B. Buyankhishing, S. Batbayar</i>	557
Cutting Edge Diverse Aspects of the Compliance : (15)	<i>Takashi Kubota</i>	548
Cutting Edge Issues of International Business Law Studies (32)	<i>Naoshi Takasugi</i>	552
Legal Systems of the World - Europe (31) Croatia	<i>Makoto Endo</i>	562
Introduction to the U.S. Intellectual Property Cases	<i>IP Study Group of Yuasa and Hara</i>	594
Basic Guide for Setting Up an Anticorruption Compliance Program	<i>Paul A. von Hehn, Takeshige Sugimoto</i>	598
The Points at Issue of the Infrastructure Project Contracts	<i>Tetsuo Miura</i>	602
Leading Cases in China	<i>Masako Shigeno</i>	577
Q&A: Doing Business in China	<i>Cong Yan</i>	582
The Present Korean Law: Case and Legislation	<i>Kim Sang-Soo</i>	616
Case Note on EC Business Law: Keyword Advertising and Trademark Infringement	<i>Hiroyuki Konno</i>	588
Brussels Watch	<i>Jean-Francois Bellis</i>	619
Shanghai Watch	<i>Gao Gehui</i>	584
Recent Literature of International Business Law	<i>Kazuhiko Nakagawa, Hiroyuki Konno</i>	593

※本誌専用ファイルがございます。ご注文は
 当研究所事務局まで。 1,296円 (消費税込)
 電話 03(3553)6838~9 FAX 03(3555)1545
 E-mail: ibl@ibltokyo.jp
 http://www.ibltokyo.jp